

## 【第一号議案】

### 第一号議案

宿日直手当の額を定める規則の一部改正について

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月八日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二千二百円」を「二千三百五十円」に改める。

第二条第一項中「七千四百円」を「七千七百円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第二項中「六千百円」を「六千四百円」に、「三千五十円」を「三千二百円」に改め、同条第三項中「七千四百円」を「七千七百円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

### 提案理由

職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部改正に伴い、宿日直手当の額を改定したいので提案する。

## ○宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

	改 正 案	現 行	(傍線部分は改正部分)
(通常の宿日直勤務の額)			
第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第二十条に規定する宿日直手当の額は、勤務一回につき四千七百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、二千三百五十円とする。			
(特殊な宿日直勤務等の額)			
第二条 前条の規定にかかわらず、人事委員会が定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千七百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千八百五十円とする。			
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千四百円とする。ただし、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千二百円とする。			
一～五 (略)			
3 前条及び前二項の規定にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月三日までの期間における宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千七百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千八百五十円とする。			
(通常の宿日直勤務の額)			
第一条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）第二十条に規定する宿日直手当の額は、勤務一回につき四千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、二千二百円とする。			
(特殊な宿日直勤務等の額)			
第二条 前条の規定にかかわらず、人事委員会が定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千七百円とする。			
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき六千百円とする。ただし、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる宿日直勤務のうち、勤務時間が五時間未満の日直については、三千五十円とする。			
一～五 (略)			
3 前条及び前二項の規定にかかわらず、十二月二十九日から翌年の一月三日までの期間における宿日直勤務に係る宿日直手当の額は、勤務一回につき七千四百円とする。ただし、勤務時間が五時間未満の日直については、三千七百円とする。			

## 宿日直手当の額を定める規則の一部改正の概要

### 1 改正理由

職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、宿日直手当の額を改定したいので提案する。

なお、給与条例の一部を改正する条例案（以下「一部改正条例案」という。）は、大分県議会令和7年第4回定例会（以下「第4回定例会」という。）に提出中である。

### 2 改正内容

#### 宿日直勤務に係る宿日直手当の額の改定

区分	現行	→ 改正後	備考
第1条関係	4,400円 (2,200円)	4,700円 (2,350円)	通常の宿日直勤務
第2条 第1項関係	7,400円 (3,700円)	7,700円 (3,850円)	特殊な宿日直勤務
第2条 第2項関係	6,100円 (3,050円)	6,400円 (3,200円)	特定公署の宿日直勤務
第2条 第3項関係	7,400円 (3,700円)	7,700円 (3,850円)	12月29日～1月3日の宿日直勤務

※（ ）内は、勤務時間が5時間未満の日直勤務に係る宿日直手当の額

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、遡及して令和7年4月1日から適用する。

※第4回定例会において一部改正条例案が可決されることを条件とする。

### 4 その他

知事部局所管の「宿日直手当の額を定める規則（昭和31年大分県規則第101号）」と同様の改正である。

## 宿日直手当一覧表(令和7年改正内容)

令和7年4月1日溯及適用

区分 種別	支 給 対 象		現行 (勤務一回につき)	改正(案) (勤務一回につき)	備 考
	勤務公署	勤務内容			
〔規則第1条〕 通常の宿日直勤務	海洋科学高校 (翔洋丸)	・翔洋丸が船籍港(臼杵港)に停泊中に 保安管理のために行う宿直業務	4,400円 <small>(5時間未満の日直 2,200円)</small>	4,700円 <small>(5時間未満の日直 2,350円)</small>	宿直2名体制
〔規則第2条第1項〕 人事委員会が定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務	盲学校 聾学校 別府支援学校	・教諭が舎監として業務に従事する場合 ・寄宿舎指導員が深夜に児童・生徒の介助 に従事する場合	7,400円	7,700円	
	臼杵支援学校 日田支援学校 竹田支援学校	・教育職員が校内の生活訓練施設において 宿泊訓練に従事する場合	<small>(5時間未満の日直 3,700円)</small>	<small>(5時間未満の日直 3,850円)</small>	
〔規則第2条第2項第1号〕 特定公署における宿日直勤務	くじゅうアグリ創生塾	・久住高原農業高等学校の生徒等に対する 生活指導等のために行う宿日直勤務			
〔規則第2条第2項第2号〕 特定公署における宿日直勤務	香々地青少年の家 九重青少年の家	・青少年団体等が集団宿泊訓練のため宿泊 する場合における宿日直勤務			
〔規則第2条第2項第3号〕 特定公署における日直勤務	国東高等学校	・国東高等学校の生徒に対する生活指導等 のために行う日直勤務		6,400円	
〔規則第2条第2項第4号〕 県立学校の集団宿泊研修施設 における生徒の生活訓練のための宿直勤務	大分雄城台高等学校 大分鶴崎高等学校 佐伯鶴城高等学校 竹田高等学校 日田高等学校 中津南高等学校	・教育職員がその附属する集団宿泊研修施設 において生徒の生活指導等のために行う 宿直勤務	6,100円 <small>(5時間未満の日直 3,050円)</small>	6,400円 <small>(5時間未満の日直 3,200円)</small>	
〔規則第2条第2項第5号〕 舎監として行う宿日直勤務	海洋科学高校	・教育職員が附属寄宿舎の舎監として行う 宿日直勤務			宿直1名(休日+日直1名) 体制
〔規則第2条第3項〕 年末年始の宿日直勤務 (上記の特例措置)	(実態なし)	・12月29日から翌年の1月3日までの期間 における宿日直勤務	7,400円 <small>(5時間未満の日直 3,700円)</small>	7,700円 <small>(5時間未満の日直 3,850円)</small>	